

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	町名・字名の取扱い	関係項目	区分ごとの一覧
調 整 の 内 容	町名、字名については、現行のまま新市へ引き継ぐ。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町		阿仁町
1. 町数 (住居表示実施区域)	町 数 11 (住居表示実施区域) 旭 町 あさひちょう 伊勢町 いせちょう 大 町 おおまち 材木町 ざいもくちょう 住吉町 すみよしちょう 花園町 はなそのちょう 東横町 ひがしよこまち 松葉町 まつばちょう 宮前町 みやまえちょう 元 町 もとまち 米代町 よねしろちょう	なし	なし	なし	現在の町名、字名については、同一の大字及び町名が存在しないことから、現状のまま新市へ引き継ぐ。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	町名・字名の取扱い	関係項目	区分ごとの一覧
調 整 の 内 容			

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
2. 大字数	大字数 11 今 泉 いまいずみ 黒 沢 くらさわ 小 森 こもり 栄 さかえ 鷹 巣 たかのす 綴 子 つづねこ 中屋敷 なかやしき 七日市 なのかいち 坊 沢 ぼうざわ 前 山 まえやま 脇 神 わきがみ	大字数 16 鎌 沢 かまのさわ 上 杉 かみすぎ 川 井 かわい 木戸石 きどいし 根 田 こんだ 下 杉 しもすぎ 李 岱 すももだい 芹 沢 せりさわ 道 城 どうじょう 新田目 にいだめ 八幡岱新田 はちまんたいしんでん 羽根山 はねやま 福 田 ふくだ 増 沢 ますざわ 三木田 みつきた 三 里 みつさと	大字数 9 阿仁前田 あにまえだ 浦 田 うらた 桂 瀬 かつらせ 小 又 こまた 五味堀 ごみほり 根森田 ねもりだ 本 城 ほんじょう 森 吉 もりよし 米内沢 よないざわ	大字数 25 荒 瀬 あらせ 荒瀬川檀畑 あらせがわひつはた 一ノ又鉦山 いちのまたこうざん 打 当 うつとう 笑 内 おかしない 鍵ノ滝 かぎのたき 萱 草 かやくさ 萱草鉦山 かやくさこうざん 銀 山 ぎんざん 幸 屋 こうや 幸屋渡 こうやわたり 小 様 こさま 小沢鉦山 こさわこうざん 小 淵 こぶち 三枚鉦山 さんまいこうざん 戸鳥内 ととりない 中 村 なかむら 長 畑 ながはたけ	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	町名・字名の取扱い	関係項目	区分ごとの一覧
調 整 の 内 容			

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整方針の 具体的内容
2. 大字数				大字数 25 二ノ又鉦山 にのまたこうざん 根 子 ねっこ 比立内 ひたちない 伏 影 ふしかげ 真木沢鉦山 まぎさわこうざん 水 無 みずなし 吉 田 よしだ	
3. 字数	862	399	419	144	
4. 同一字名のもの (抜粋)	栄字摩当(まとう) 黒沢字前田(まえだ) 綴子字前田(まえだ) 七日市字前田(まえだ) 栄字悪戸(あくど) 七日市字悪戸(あくど) 小森字田ノ沢(たのさわ) 綴子字田ノ沢(たのさわ) 七日市字田ノ沢(たのさわ) 栄字林岱(はやしたい) 七日市字林岱(はやしたい)	三木田字摩当(まとう) 三木田字摩当沢(まとうざわ) 鎌沢字前田(まえだ) 三木田字前田(まえだ) 羽根山字悪戸(あくど) 下杉字田ノ沢(たのさわ) 鎌沢字林岱(はやしたい) 木戸石字林岱(はやしたい) 根田字林岱(はやしたい) 八幡岱新田字林岱(はやしたい)	本城字摩当沢(まとうざわ) 根森田字田ノ沢(たのさわ) 浦田字林岱(はやしたい)	小淵字前田(まえだ) 戸鳥内字前田(まえだ) 比立内字田ノ沢(たのさわ)	

説明資料

町名・字名の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（郡の区域）

第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

2 郡の区域内において市の設置があったとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があったときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

3 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。

4 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

5 第1項乃至第3項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

説明資料

町名・字名に関する実際の変更手続き

過去の合併事例や現在他県で設置されている先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第260条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後に町名以下が変更されることになり、二度手間で住民に多大な影響を及ぼすこととなってしまふ。こうしたことから、実際の手続は、合併の日に新市長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日付けで知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

年 月	事務手続き	関係法令
H16.9	4市町村の議会において廃置分合の議決	地方自治法第7条
	関係市町村長連名による知事に対する合併の申請	
	知事による市の廃置分合に関する総務大臣への協議	
	県議会において廃置分合の議決	
	知事による廃置分合の決定	
	知事による合併の決定の総務大臣への届出	
H17.3(合併日)	総務大臣告示	地方自治法第260条
	新市長職務執行者による「町・字の名称の変更」の専決処分	
	知事への届出	
新市初議会	知事の告示(効力発生)	
	新市初議会 専決処分の承認	

説明資料

参考事例

「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(30.12.6 行政実例)

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。(23.8.9 行政実例)

市町村の廃置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、自治法第260条の手続は不要である。(30.3.30 行政実例)

【手続不要の例】

郡	町			市	
郡	町	大字	字 × ×	市	大字 字 × ×

【手続を要する例】(新たな町名を画すると解釈される。)

郡	町			市	町
郡	町	大字	字 × ×	市	町 × ×
				市	町字 × ×
				市	字 × ×

留意事項

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものではなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などを基にしてつけられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。

したがって、過去の合併事例や現在設置されている他の合併協議会では、合併時の混乱を避けるため、名称変更については必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いが望ましいとしている。

説明資料			
内 容			
	協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容	
秋田県内の合併協議会の事例	仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整する。	確 認
	本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	(その1) - 第11回 (1) 字の区域は、現行のとおりとする。 (2) 現行の字の名称の前に当該字の属する地方公共団体の名称を付することができるものとする。	確 認
	千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	字名の取扱いについては、現行を基本とし調整を図る。	確 認
	大曲仙北合併協議会 (大仙市)	町及び字の区域については、合併時の混乱を避けるため、現行のとおりとする。 町及び字の名称については、各市町村の自主性を尊重する。 ・各市町村の町や字の名称については、以下の具体案のとおりとする。 【大曲市】大曲地区の住居表示庁内のみ、町内名の前に「大曲」をつけます。 【神岡町】「仙北郡神岡町」が「大仙市」になります。 【西仙北町】「仙北郡西仙北町」が「大仙市」となります。 【中仙町】「仙北郡中仙町」が「大仙市」になります。 【協和町】「仙北郡協和町」が「大仙市協和」になります。 【南外村】「仙北郡南外村」が「大仙市南外」になります。 【仙北町】「仙北郡仙北町」が「大仙市」になります。 【太田町】「仙北郡太田町」が「大仙市太田町(おおたちょう)」になります。	確 認
	田沢湖・角館・西木合併協議会		
	湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	町・字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前に現市町村で調整する。	確 認
	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整する。	確 認

説明資料

内 容

協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	1. 秋田市の区域内の町(字)の区域および名称は、現行どおりとする。 2. 河辺町および雄和町の区域内の町(字)の区域は、現行どおりとし、名称は、河辺町にあっては、河辺の後に現行の町(字)の名称を続け、雄和町にあっては、雄和の後に現行の町(字)の名称を続けて新たな町(字)の名称とする。	確認
横手平鹿合併協議会	1. 7市町村の区域内の町・字の名称及び区域は、原則として従前のとおりとする。 2. 同一の字名については、当該市町村において合併前に検討し、必要に応じて変更するものとする。 3. 当該地域住民の意向を尊重して、当該市町村において検討し、現行の町・字の名称及び区域を変更できるものとする。	確認
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 (湖東町)		
大館市・田代町合併協議会 (大館市)		
男鹿市若美町合併協議会		
能代山本市町村合併協議会		

秋田県内の合併協議会の事例